

徳島県告示第六百三十六号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十八条第一項の規定に基づき、県営土地改良事業の計画を変更したので、同条第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により、次のとおり公告し、変更後の土地改良事業計画書の写しを縦覧に供する。

令和四年十一月四日

徳島県知事      飯      泉      嘉      門

一    地区名

塚池地区

二    事業名

農村地域防災減災事業

三

縦覧期間

令和四年十一月九日から

令和四年十二月八日まで

四

縦覧場所

吉野川市役所